

参議院法務委員会會議録第十号

(1011)

昭和三十三年二月二十七日(木曜日)午
後一時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
宮城タマヨ君

委員

雨森 常夫君
井上 知治君
大谷 肇潤君
吉野 信次君
赤松 常子君
藤原 道子君
辻 武壽君

國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

政府委員

法務政務次官 横川 信夫君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
法務省矯正局長 渡部 善信君
法務省保護局長 福原 忠男君
厚生省公衆衛生
局環境衛生部長 尾村 偉久君

最高裁判所長
官代理者(総務
局長) 關根 小郷君
最高裁判所長官
代理者(総務局
事務課長) 海部 安昌君
最高裁判所長
官代理者(刑
事局長) 江里口清雄君

最高裁判所長
官代理者(家
庭局長) 荻淵 鋭夫君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員 高兄君

説明員
法務省刑事
局長 横井 大三君
法務省労働基
準局監督課長 鈴木 健二君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件

○裁判所職員定員法の一部を改正する
法律案(内閣送付、予備審査)

○証人等の被害についての給付に關す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○冤罪防止法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○婦人補導院法案(内閣送付、予備審
査)

○委員長(青山正一君) 本日の委員会
を開会いたします。

初めに、参考人の出席要求について
お諮りいたします。企業担
保法案の審査の参考にするため、来
たる三月六日、法学博士水島廣雄君、
興銀総務部長竹俣高敏君、八幡製鉄常
務山口貞一君、東大法学部教授加藤一
郎君の四君から、また、三月十三日に
は、各方面の利害関係者から参考意見
を伺うことにいたしました。存じます
が、さよう決定することに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君) 御異議ないと
認めます。

つきましては、三月十三日出席要求
の参考人の人選につきましては、委員
長及び理事に御一任願いたいと思じま
す。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(青山正一君) 速記を始め
て。

○委員長(青山正一君) 次に、裁判所
職員定員法の一部を改正する法律案を
議題といたします。まず、提案理由の
説明をお願いいたします。

○政府委員(横川信夫君) 裁判所職員
定員法の一部を改正する法律案につい
て、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、判事
補の員数を増加することとした点であ
ります。御承知の通り、現在、地方裁
判所が第一審として取り扱う事件のう
ち、法律上裁判官の合議体で取り扱う
ことを必要とするいわゆる法定合議事
件は例外的なものに限られ、その他の
大部分の事件については、一人の裁判
官でこれを取り扱うか、裁判官の合議
体でこれを取り扱うかは、事案によっ
て裁判所が定めることになっているの
であります。最近におきましては、民
事、刑事の事件数の増加、裁判官の
不足その他の事情から、本来合議体で
取り扱うことが望ましいと思われるよ
うな複雑困難な事件をも、やむなく一
人の裁判官で取り扱っている場合が少

くない実情にあるのであります。そこ
で、第一審の充実強化のためには、裁
判官を増員して、なるべく多くの事件
を合議体で取り扱うことができるよう
にする必要があるものであります。さ
しあたり必要最少限度の範囲内で判
事補を増員する措置を講ずることが適
当と考えられますので、この法律案で
は、判事補の員数を二十人増加するこ
とをいたしました。

改正点の第二は、定員外職員の定数
の一部を裁判所職員定員法による裁判
所の職員の員数に組み入れることとし
た点であります。従来裁判所におきま
しては、二月以内の期間を定めて雇
用される定員外の常勤職員が相当数勤
務しているものであります。これらの
職員の中には、その従事する職務の内
容その他の点につき、定員内の職員と
の間には大差を認めたいものであるに
もかかわらず、これらはすべて裁判所
職員定員法による定員の外に置かれて
いるのであります。このたび政府にお
きましては、各行政機関における定員
配置の適正化とあわせて定員外職員の
処遇の改善をはかるため、定員外職員
の定員化を行うこととし、そのために
必要な法律案を今国会に別途提出いた
しましたことは、御承知の通りであり
ますが、裁判所におきましては、これ
に対応して、定員外職員の定数の一部
を裁判所職員定員法による裁判所の職
員の員数に組み入れることが適当と考
えられますので、この法律案では、こ
のため裁判所の職員の員数を四十四人

増加することといたしました。

以上が裁判所職員定員法の一部を改
正する法律案の趣旨であります。何と
ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決
下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(青山正一君) 本件に關する
本日の審査は、この程度にとどめま
す。

○委員長(青山正一君) 次に、証人等
の被害についての給付に關する法律案
を議題といたします。本件につきまし
ては、去る二月二十日提案理由の説明
を聴取いたしておりますので、これよ
り逐条説明を求めます。

○政府委員(竹内壽平君) お手元に逐
条説明書と題する書面を御配付申し上
げてあります。内容がかなり盛りだ
くさんになっておりますので、この中
から要点になります部分を読みながら
御説明をいたしたいと思います。

第一条は、この法律の目的を明らか
にしたものであります。

第二条は、この法律にいう証人及び
参考人の定義を定めた規定でございま
す。この法律にいう証人及び参考人
は、いずれも刑事事件についての証人
または参考人でございませう。刑事事
件とは、刑事処分を目的として発展する
事件でございまして、民事事件、懲戒
事件、非訟事件などははつきり区別
されるのでございませう。その範囲は
必ずしも明らかでございませう。そ
こで、本条第二項にございまして、刑事
事件を「刑事被告事件及び被疑事件を

いい、勾留又は保釈に関する裁判の手續を含むものとする。」というふうに定義をいたしまして、その範囲を明らかにいたしましたのであります。

本条第一項は、この法律にいう証人について定義したものでございまして、すなわち、この法律にいう証人とは、刑事訴訟法の規定に基づきまして、右にいう刑事事件について、裁判所または裁判官より証人として尋問されたまたは尋問されることとなった者をいうのでございまして、刑事訴訟法第二百二十六条、第二百二十七条に基づく検察官の証人尋問請求による証人及び同法第七十九条に基づく弁護人等の証拠保全請求による証人がこれに含まれますことはもちろんでございまして、なお、この法律におきましては、共同被告人の一人が供述する場合におきまして、その供述が他の共同被告人に関する事項を含むものであります場合には、その共同被告人は、刑事訴訟法の規定による証人とみなすことにいたしました。

次に八ページへ参りまして、本条第二項は、この法律にいう参考人について定義したものでございまして、すなわち、この法律で参考人とは、他人の刑事事件につきまして、検察官、検察事務官または司法警察職員に対し、自己の実験した事実を供述する者、及び他人の刑事事件について、裁判所または裁判官に対し自己の実験した事実を供述する者でございまして、証人以外のものをいうのでございまして、検察官、検察事務官及び司法警察職員は、いずれも刑事訴訟法上捜査の権限を付与されている捜査機関でございまして、司法警察職員の中には、一般司法警察職員だけでなく、特別司法警察職員も含ま

れることは当然でございまして。次に、裁判所または裁判官に対する参考人といましては、交通事故事件即決裁判手続法第四十三条第三項に規定いたしております決定または命令手続に際しての事実の取調べの方法として審尋される参考人がございまして、これを含めましたのでございまして。

第三項は、この法律による給付の積極的要件を定めた規定でございまして、いわば、この法律の骨子ともいふべき規定であります。給付の積極的要件は、これを大別いたしますと、次の二つの要件に分けられるのでございまして。その一つは、給付の原因となるべき被害の発生原因についての要件であります。他の一つは、給付の原因となるべき被害の対象範囲についての要件でございまして。

第一の要件、すなわち給付の原因となるべき被害の発生原因についての要件といたしましては、被害の発生が証人または参考人が刑事事件に関し、裁判所、裁判官または捜査機関に対し供述をし、または供述の目的で出頭し、もしくは出頭しようとしたことによるものであることを必要とするのでございまして。すなわち、証人または参考人の供述または出頭と、被害の発生との間に因果関係の存することが必要であります。

十二ページの最後の行へ参ります。本条に規定する第二の要件、すなわち、被害の対象、範囲についての要件としては、当該証人またはこれらの者の配偶者——婚姻の届出をしておりませんが、事実上婚姻関係と同様にある

者を含むのであります。直系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられたものであることを必要といたします。

被害者の人的範囲を右の範囲に制限いたしました理由は、現在の国民一般の社会生活上近親者として親近感を抱くのは通常右の範囲程度であること、過去における実例から見まして、証人等の供述に起因して危害を加えられたのは、おおむね右の範囲の親族であること等によるものでございまして。

被害の態様といたしましては、身体または生命に害を加えられたものであることを必要といたします。すなわち、傷害または死亡の結果が発生した場合に限るのであります。ただし、加害行為と傷害または死亡との間に因果関係が存在いたします限り、その間に時間的な隔離がありましても差しつかえないと解しております。

本条にいうところの、「国は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行う。」ということとは、国は給付の義務を負い、被害者等は給付請求権を有するということを意味するのであります。給付の種類は第五条において規定しております。給付が、被害者が生存している場合の給付——これは、療養給付、障害給付、打切給付、三種類にございまして、それにおける権利者は被害者自身でございまして。従つて、右の「その他の者」とありますのは、被害者が死亡した場合の給付——遺族給付、葬祭給付における遺族等をさすのであります。

次に四ページへ参ります。第四条は、給付の全部または一部をしないことができる場合、すなわち、給付の消極的要件を規定したものであります。第三項に規定する給付の要件を満たす場合でありましても、社会通念に照らし、あるいはこの法律の立法趣旨から見て給付を行うことが相当でない場合があり得るのでございまして。そこで、本条におきましては、給付を行うことが相当でないと考えられる場合を列挙いたしまして、そのいずれかに該当するときは、第三条に規定する給付の全部または一部をしないことができるものとしたのでございまして。

第一号は、証人もしくは参考人または被害者と加害者との間に親族関係——事実上の婚姻関係を含むのでございまして、親族関係があるときでございまして。

第二号は、証人等が加害行為を誘発したとき、その他当該被害につき、証人等にもその責に帰すべき行為があつたときでございまして。

第三号は、証人または参考人が、加害行為の原因となつた供述において、当該刑事事件に関する重要な事項について虚偽の陳述をしたときでございまして。

第五号は、給付の種類に関する規定でございまして。給付の種類は療養給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、打切給付の五種類といたしまして、そのほかに、特に必要がある場合には休業給付を行うことができることとしております。その給付の種類は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による給付の種類と同様でございまして。その内容も、療養給付、障害給付、打切給付及び休業給付について

ては右の法律に規定するところとおおむね同様でございまして、遺族給付及び葬祭給付については、本法の特殊性から若干異なっている点がございまして。

第六号は、第五条に規定する療養その他の給付に關しまして必要な細目的事項である給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び順位等につきましては政令でこれを定めることとしたのであります。その政令において、これらの事項に関する規定を設けるに当りましては、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定によるこれらの事項を参酌すべきことを規定したのでございまして。

第七号は、他の法令による給付との関係について規定したものでございまして。国は、本法第三条により同条に規定する要件に該当する場合には、第四条に規定する場合を除きまして、第五条に規定する療養その他の給付を行うべきであります。被害者が他の法令の規定によつて、本法による給付に相当する療養その他の給付を受けることができる場合も考えられますので、かかる場合に重ねて本法による給付を行うこととしたまはすれば、被害者は二重の利益を受ける結果となります。そこで、この法令の規定によりまして、本法による給付に相当する給付が行われなかつたときは、当該給付の支給原因たる事実と同一の事実については、当該給付の限度におきまして、本法による給付を行わないこととしたのであります。

次に第八号は、損害賠償との関係について規定したものでございまして。本

法の規定による給付の原因となる被害者の損害は、必ず第三者の不法行為に基くものでありますから、被害者が加害者に対して民法または国家賠償法上の損害賠償を請求し、賠償を受ける権利を有することは当然のことでございます。従つて、本法による給付を受けるべき者が、給付の原因である損害につきまして賠償の責任を有する者から損害の賠償を受ける場合が考えられますから、かように賠償を受けましたときは、その賠償の限度におきまして本法による給付は行わないものとしたのが本条第一項の規定でございます。

また、本条第二項の規定によりまして、国はこの法律による給付を行いましたときは、その賠償の限度において、給付を受けた者が、給付の原因である損害につきまして賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得することとしたのでございます。

次は第九條、本条は、この法律による給付を受ける権利が実現されますには、給付を受けようとする者の請求に基く法務大臣の裁定を要すること、また、この法務大臣の裁定を請求し得る期間等について規定したものでござい

ます。もとより、この法律による給付を受ける権利は、第三條に定める積極的要件に當る事実が發生し、かつ、第四條に定める消極的要件に當る事実が存在しないことによつて發生しているわけでありますが、その性質にかんがみまして、法務大臣に、その存否並びに範圍等を確定する裁定権を認めたいのであります。その結果といたしまして、この法律による給付を受けようとする者は、まず、法務大臣の裁定を求めるべきものとせられ、法務大臣の裁定によつて初めて具体的な給付請求権の存否及び範圍が明らかとなるのであります。裁定を請求し得る期間を、給付の支給原因である事実が生じた日から二年以内に制限いたしましたのは、事實關係の明瞭な間に裁定を行おうとする趣旨に出たものであります。この期間は、援用、中断等の觀念を入れる余地のない、いわゆる除斥期間でございます。

次は第十條、給付が現実に行われず、その請求権の移動を禁じた規定でございます。療養の現物給付が一身專屬的なものでありますことは言うまでもありませんが、金銭給付といえども、この法律による給付は、すべての性質上、権利者に現実には払い渡されるまでに、それが第三者の手に移ることは好ましくないものと考えられるのでござい

ます。かような観点から設けられた規定でありまして、法務大臣の裁定の前後を問はず、本条の対象となることも言うまでもないのでござい

次に十一條は、この法律により支給を受けた金品等に対する非課税の規定でございます。

次は第十二條、この法律による給付を迅速適正に支給して、権利者の利便をはかる等の見地から設けられた規定でございます。受任者及び委任の範圍等は政令で定めることとされているのでござい

以上で説明を終わります。

○委員長(青山正一君) 本件についての本日の審査は、この程度にいたします。

○委員長(青山正一君) 次に、亮春防

止法の一部を改正する法律案、婦人補導院法案、両案を一括して議題といたします。

本日は、初めに亮春防止法の一部を改正する法律案につきまして、最高裁判所から裁判所の意見について発言を求められておりますので、これを聴取することにいたします。これを聴取するに当たって、御審議中の亮春防止法の一部を改正する法律案につきまして、最高裁判所側といたしまして、修正していただきたい希望があるのでござい

ます。その修正の要綱は、第一「裁判所は、第五條の罪にかかると事件を審理する場合に必要があるときは、裁判所調査官に情状について調査させることができるものとする」と。第二は、「第一の調査は、なるべく、被告人の行状、経歴、素行、性格、環境、経済状態等について、医学、心理学、社会学その他の専門的知識を活用して、これを行うように努めなければならないものとする」と。第三は、この修正をお願いしたいのでござい

ます。この点につきましては、昨年の年末に、裁判官議会の議を経まして、この法案に以上の修正を織り込むように法務省当局にお願いいたしましたのであります。この点は一応見送るといふことに相なったのでござい

ますが、刑法や刑事訴訟法の全面的な改正がされるのは近い将来という見込みもござい

ます。その理由といたしましては、亮春防止法の第五條の罪は、亮春の相手方となるように勧誘をする、あるいはその目的で立ちふさがり、つきまとう、客待ち、誘引というような簡単な、しかもその大部分は現行犯の場合が多いと思うのでござい

ます。従いまして、この犯罪事実が起訴になりました場合におきまして、この事実があつたかどうかという点についての審理は、きわめて大体的場合におきましては簡単に済む。あまり証拠調べの手續を要しないので、事実があつたかどうかという点につきましては審理が終ると思うのであります。で、事実の認定がで

きました。で、事実の認定がでました場合に、さきに重刑あるいはその処遇ということを裁判所がきめて言い渡すわけにござい

まして、懲役刑あるいは罰金刑あるいは執行猶予にするかどうか、保護観察にするかどうか、本法の保安処分にするかどうかという点につきまして、その情状を調査する必要がある。その情状を調査するに当たっては、被告の素行、経歴、環境、犯罪後の状況等の情状を十分調査する必要がある。出てくるのでござい

ます。たとえば、亮春婦につきましては、素行や性格という点につきましては、精神状態を調べる必要がある。亮春婦は、精神薄弱者も多いし、精神異常や性格異常者も多いし、また、ふしだらな性生活のために、性的な異常者というものも多いわけにござい

ます。また、知能状態、知能検査やあるいは知能指数等の調査をして、あるいは学業の成績等の調査をする。健康状態につきましては、性病その他の病状があるかどうかという点、その病状を調査したかどうかという点につきま

ございますが、檢察官側から資料が出ましても、現在の証拠法のもとにおいては、被告人側でその調査資料を証拠とすることに同意するということがなければ、証拠能力が与えられないというようなことになっております。また、証拠能力が与えられても、また、判決を言い渡すには不十分な場合が多い。で、これが普通の犯罪でございます。すなわち犯罪行為があつたかどうかという調査を、相当証拠調べ等をいたしますので、その際に、情状に関する資料も相当出て参るわけでございますが、本法の五章違反につきましても、先ほど申し上げました通り、非常に簡単な、しかも現行犯のものが多いので、犯罪事実の調査とすることにあまり手がからない。従つて、その調査の段階において情状関係の資料が出てくるということが非常に少いのであります。従つて、その資料が少い場合におきまして、裁判所といたしましては、これらの情状に関する資料を十分に収集し、かつ、量刑に科学性を与えるというために、裁判所は、判決前に、心理学、社会学、医学等の専門的な知識を有する者に情状に関する調査をさせて、これを裁判官の判断の資料に供するという必要があるわけでございます。で、これらの資料の収集は必ずしも公判定でやる必要はないと思つてあります。で、これらの資料につきましても、立証責任やあるいは立証範囲というものが不明確でございますために、檢察官あるいは被告人、弁護人の当事者側からは十分に出ないし、裁判所といたしましては調査をする手がかりが少い、ときによつては、手がかりが得られないとい

うことがございます。で、さらに公判では十分な資料が出ない場合が多いのでございます。この法律案の審議におきましても、本会議では微妙な調査ができない、委員会あるいは小委員会において詳細なかつ完全な審査ができるように、公判は一つの儀式的な面もございますので、十分な資料が出ない。調査官が一々出かけて行つて近隣の者や関係者、あるいは方面委員というやうなものについて調査をしてこそ、正確、確実な資料が豊富に集まるわけでございます。専門的な調査官の調査というものが、科学的な豊富な確かな資料というものが、裁判をする上に非常に必要になつてくるわけでございませう。調査官に調査をさせて調査報告書を出させれば、これを法廷で証拠調べをするということにいたせば、反証の機会も与えられるということに相なるわけでございませう。もし、これを公判廷で裁判官がいたすということになりますと、十人以上もの証人を一々公判廷に呼ぶということに相なりますと、そのための労力、時間というものが相当かかるわけでございませう。これを調査官の調査にゆだねるということになりますと、裁判官の労力と時間も節約することができ、これを他の事件の審理に費すことができて、裁判の能率化、促進ということにも役立つわけでございませう。この情状調査というものは、被告人や関係者の私事にわたるといふ事項も非常に多いのでございませう。で、これらの方々の人権を尊重するといふ意味からいたしまして、また、調査、収集された資料が公平な、また片寄らないものである、信憑性のあるものであるといふ点からも、この

調査に當る機関というものは、捜査機関やあるいはその系統に属する機関から独立した裁判所の機関であることが最も適當だといふふうに考えられるのであります。英米におきましては、この判決前調査の調査官制度というものが、すでに広く用いられて、裁判の適正な迅速な効用を果しておるわけでございませう。わが国におきましても、この調査官を地方裁判所に置いて、この冤罪防止法第五條の事件の事前調査、判決前の調査に當らせることが必要になるわけでございませう。わが国では、家庭裁判所に家庭裁判所調査官があつて、すでに十年の歴史を持つて千人をこえる調査官が、少年事件や家事事件の審判に協力いたしておるわけでございませう。この調査官は専門的な學問を積んだ上に、調査官研修所で研修を積んで事件の調査に當つておるわけでございませう。わが国ではこの調査の専門機関としては、これをおいては他にないのでございませう。家庭裁判所で、かつて、この冤罪防止法を処理することが成人についても家庭裁判所で処理することが望ましいという御意見が出ましたのも、この家庭裁判所の調査官に調査をさせて、十分な資料を得た上で、冤罪婦が更生することができるといふ最も適切な審判がなされるふに理解しておるわけでございませう。が、地方裁判所で取り扱うといふことになりましたら、この調査官の調査を得た上で、最も適切に裁判をすることができるとございまして、どうして

も地方裁判所に、この家庭裁判所の調査官と同じ種類の調査官を置いて裁判をする必要があるといふやうなことを信じておるわけでございまして、この点についての修正をぜひお願いしたいと思つてございませう。

○委員長(青山正一君) ただいま聴取いたしました最高裁判所側の意見につきましては、委員の皆さんはもとより、法務省当局におきましても御意見のおありのことと存じますが、これにつきましても、適當な機会に委員会または委員懇談会を開きまして、十分検討することにしたと存じますので、さう御了承願ひたいと存じます。

○吉野信次君 今の御発言についてちよつと伺いたしたいのですが、政府が出しました冤罪防止法の一部を改正する法律案が議題になつております。それを何ですか、修正意見として……、修正といふものは私の了解するところでは、議会の議員がやるのですから、議員の方で何か修正の意見が出て、それに対して政府側から意見を言うなら話はわかるけれども、政府の人が一べん出しておいて、これを下けないで、これをまたもう一べん修正してもらいたいといふ御発言でないかしらぬけれども、そういうことであると、そういう例は私にはあまり知らないが、このごろはそういうことをやるのですか、これはどういふことでしょうか。

○委員長(青山正一君) お答えいたしますが、国会法の第七章の方ですが、第七十二条に「委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができ、最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができ、このやうな事項がありますので、その条項に

よつて当委員会として問題になつてゐる点を説明を求めたわけなんです。

○吉野信次君 一べん改正に対する修正の意見が委員会に出たのですか、どなたからか。

○委員長(青山正一君) まだ出ないのです。

○吉野信次君 出ないといふと、議題になつておることを、それに対する説明は最高裁判所の方が来て、今の規定であつていいのですけれども、政府の責任者が提案されておつて、それを引ひ込めないで、これをまたもう一べん考える、こういう意見があるのだといふことの説明をすることは、すでにそういう例があるのか私は知りませんが、しろうとではなはだすまぬけれども、私の今までの法律上の常識から言つと、そこが少しおかしいように考えるから、そこで、どういふやうにただいまの最高裁の御説明を私もよく了解したいかといふことを伺いたい。もしわれわれ委員の中で、これは修正した方がいいじゃないかといふ意見があつてそれに対して最高裁の人がどういふ意見がある、あるいは法務省でどういふ意見がある、これはよろしい。ところが、政府の責任者から原案といふものが出てゐるのですからね。一べん出したものを、それを今そういう第何條の二項かによつて一べん政府の責任者が出したものを片づけしからまたもう一べんこれを修正してほしいといふ意見を言うといふやうな例ができるといふことは、私は……。

○委員長(青山正一君) 先ほど私が申し述べました修正意見というのは撤回いたします。修正意見じゃなしに、たまたまそういう意見があろう、

その意見を申し述べていただきたい、
こういうふうな……。

○吉野信次君 今のを伺うと、修正意見のように伺ったものですから、説明は、原案はこうあるけれども、原案はこういうふうにいじってほしいのだ、こういう説明だから、これは政府の責任者が出しておられて、それを最高裁といえども、それをもう一ぺん修正してほしいという意見をここに積極的に陳述なさるということの例は私はよく知りませんが、私は古い頭だから、どうも少しおかしいじゃないかと思つたものですから、それで今の御説明を私もどういふふうな何ていふかということをお願いしたのである。何かその点について法律的な一つ納得のいくように御説明をお願いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(蘇淵鋭大君) 少し違ふかもしれませんが、実は前回でございまして、棚橋委員からの御発言がございまして、この売春法の補導処分について、その適否について家庭裁判所の調査官に調査さしたかどうかという御質問もございましたので、この点につきまして私が前回に出席いたしましたお答え申し上げたんでございます。しかしながら、それにつきましては、私も実はこの前は、できるかどうかということにつきましては、この法律の建前ではできないのだ、で、できるとすればいづれにしても法律を改正していただかなければだめだ、しかし、改正いたしますと、家庭裁判所の調査官をしてその適否について調査せしめるということではできるといふように改正していただけても、家庭裁判所の性格といった

しまして、今問題になっております成人の婦女子、成人の売春婦につきましては家庭裁判所の管轄でございまして、やはりそういう家庭裁判所の身分のままでやるということは、家庭裁判所の性格上好ましくないという点がございまして。その点、私が前回に実は申し述べるのを忘れましたもので、その点を今江里口刑事局長の方から補足されたものです。それで、それに敷衍いたしまして少し積極的に説明されたかもしれませんが、そういう意味でございまして、どうぞ御了承願いたいと思ひます。

○吉野信次君 私も別に大したことではないのです。大したことではないけれども、ただ議事を進める上において今のようないきさつがあれば別ですけれども、政府が原案を出されておつて、委員のうちからそれを修正するということもしない、特別何も意見が出ないで、また、政府の方が一ぺん出したけれども、これはこういうじつていいという意見を言うことはこれは私はおかしいと思ひます。

○委員長(青山正一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(青山正一君) 速記を始め

それではこれより前回に引き続きまして、両案についての質疑を行います。御質疑の方は御発言願ひたいと存じます。

本日は、この右側の順序から座席順に申しますと、尾村環境衛生部長。江里口刑事局長、これは最高裁です。蕨洲家庭局長、最高裁です。それから法務省の福原保護局長、竹内刑事局長、

唐澤法務大臣、横川政務次官、渡部矯正局長、そのほかに刑事局の横井総務課長、こういった方々がお見えになっております。御参考までに申し上げておきます。

○大川光三君 売春防止法の一部を改正する法律案につきまして、前回の委員会でも私自身で数点の御質問を申し上げたのでありますが、それに引き続きまして、本日は、主として補導処分に対する諸問題についてお伺ひしたいのであります。

そこでまず第一に、法案第二十二條の5によりますると、「収容状によつて身体拘束を受けた日数は、補導処分期間に算入する」というのがございまして、その収容状によつて身体拘束を受けた期間を補導処分期間に算入をするという、その立法趣旨をまず伺ひたいのであります。

○政府委員(竹内壽平君) 御質問の身体拘束を受けた日数は、もちろん補導処分期間ではございせんのでありますが、何と申し申しても、補導処分は収容処分でございます、強制力のかかったものでございまして、それからまた、収容状によつて身体拘束を受けた場合も、これまた強制力のかかったものでございまして、そうしてなせか、この規定を設けたかと申しますと、これは補導処分がそういう強制力によつて収容を伴うものでありますので、こういう期間が少しでも短くな

りますことは、被収容者に有利なことでございまして、利益になることでございまして、で、きるだけ日数を減らしてやるような考え方をした方がいゝというところが第一でございますが、もう一つの理由といたしましては、今回の予算で認められ

ております補導院は三カ所でございます。この種の事件の補導処分を執行いたします場合に、この三カ所のいずれかに連れてこなければならぬのでございまして、そして強制力によつて、収容状によつて連れてくる場合には、現実に補導院に到着するまでの間に何日かの日数がかかるわけでございまして、その日数を補導処分期間の中に計算をしてやつた方が被収容者に有利なものであります。希望を持し得るのではないかと、この考慮から、特にこういう規定を設けた次第であります。

○委員長(青山正一君) 大川さん、皆さんに申し上げたいと思ひますが、法務大臣は衆議院の予算委員会から出席を要求されておられますので、大臣に対する質疑を初めに済ませていただきたいと思います。

○大川光三君 私は大臣に対する質疑はございせん。そこで、他の委員の方で大臣に関する質疑がございまして、その委員の方に先に御質問願ひてけつこうだと思ひます。

○宮城タマヨ君 法務大臣にちよつと一言だけお伺ひいたします。この売春法の一部を改正いたします中で、五条違反の問題でございまして、昨日まではそれは犯罪でなくて堂々とやつておつたものが四月一日になつたら、今度はもう同じことをやつても犯罪者として刑務所の中にもぶち込まなければならぬ、この点なんぞございしますが、これはもうすでに実施されております売春防止法によつて、売春は悪であるということが一般社会におきまして、ことに業者

たちはどうしても納得がいけないというのが今日の実情だろふかと思つております。それにつきまして、売春法がでまして以来、法務省としましては売春は悪であるという一般の教育を何か手を打つてなさいましたかどうかというのを伺ひたいのでございまして。

○國務大臣(唐澤俊樹君) 仰せの通り、売春は社会悪であるということは今さら申す要もないのでございまして、国家意思といたしましては売春は社会悪で、これは追放しなければならぬという大方針がきまつておるわけでございまして。しかしながら、長い間に迷惑をかけることもないじゃないか、長いこと大目に見られておつたことをどうして法律まで作り、懲役刑まで課して、そう追及しなければならぬだろうかというふうな、従来からの古い考え方が世の中に残つておるということも、やはり仰せの通りと思ひます。この点につきましては、主として私も部内の会同などにおきまして、明らかに売春防止法で禁止されて、そうして四月一日から罰則規定も実施されるようになるのであるから、その点は機会あるごとにその関係筋へ話をして、そうしてこれの追放を期さなければならぬということを会同ごとに申しておるのでございまして、さらに三月になりました、詳しくその点について法務省としても動き出したと思つておりますが、その詳細につきましては、刑事局長から申し上げたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) 売春行為が違法とされましたことは、これは一つ

の社会通念として法案に書かれたものと私は理解いたしております。で、数年前まではそれほど思わなかったものが、今や売春防止法によりまして違法視されたのでございますし、これはまた、裏を返して申せば、世論もそこまでの位置まで熟してきたというふうな理解をいたすのでございます。そうしてももちろん現在におきましては、まだこの理解の届かない面もありますので、これが周知徹底をはからなければならぬのでございますが、いろいろと広報宣伝等の法務省にもあります機関を動員いたしまして、機会あるごとにその趣旨の説明をいたしておりますし、また、検察庁のルートにおきましては、各地でたまたま売春法の円滑な完全施行へ持って参りますために準備的な取り締りを励行いたしておりますが、この励行で決定をいたしました際に、各地の地方新聞等で見ますると、その成果として事態を国民一般に知らせると同時に、売春防止法の精神を強調したような談話を検事正等が発表してこれが指導に努めておるのでございます。なお、私といたしましては、三月の中旬ごろ適当な機会に、ラジオを通じて罰則の説明等をいたしまして、この売春が惡であるということの理解を深めるように努力いたしたい。かように準備をいたしておる状態でございます。

○宮城タマヨ君 たいだいまの御説明で少しはわかりましたけれども、実は大臣がその責任者として、昨年の冬に世界会議の部会が東京で行われました。これは一昨々年ジュネーヴで行われた犯罪防止の、それから売春対策の会議の部会でございますけれども、その部会が二週間四苦八苦してずいぶんな会議をやったのでございますが、その会議の最後に、たしかあれは法務大臣の御招待であつたと思いますが、外人全部をお呼び下さいまして鑑劇会がございました。そのまた芝居が、これは御多分に洩れず、出てくる幕も出てくる幕もどろぼうと売春、ことに吉原のあの派手やかなおいらん様式が出て参りまして、あのおいらん道中もやつたのでございます。ごらんになつたと思いますけれども、しかし、そういうときに、一々その説明を求められまして、私は、私のみならず日本側の人は皆赤面したと思つております。あゝいふ点について、私は一万にいろいろの手を打ちまして、あの芝居の威力というものは私は大したもの、これは日本人に対してだつて大したものだと思ひますけれども、あゝいふことが小さいようで大きいと思つておりますが、そういう点にまで何か留意されておりましたか、どうでございますか。私はあのときにこういう芝居はもう一切やらないということに何か規則でもできないものかと思つたのでございますが、いかがでございますか。

○国務大臣(唐澤俊樹君) そういうお感じを持たれたことは御無理もないことと存じますが、さればといつて、現にそういう芝居を向うの都合で行われているのを見せなければ、そういう芝居が行われてないという印象を与えるのもこれは偽りでございますから、あまりいい日本のありさまを見せた方がよろしい。要はそういう芝居をかけたも世の中はこれをきらつてお客がな。従つて、そういうのが自然に減びる、こういうことになることを期待するわけでございます。私もといたしましては、やはりそういうような芝居が、なるべく整理されていくことを希望するわけでございますが、これはもう少し言い過ぎかもしれませんが、御承知のように、これはただ売春ばかりではございません。芝居の多くにはどろぼうというものが英雄化されて、それを逮捕に行つた警察官がひどい目にあへばこれを拍手かっさいして喜んで見る、こういう芝居は数多くございます。公金を横領して、そして逃げていく若人をつかまえる警察官の方がいかに悪党のような芝居は数多くございませう。これは私も昔から警察に多少の縁を持つておりましたから、いかに警察官に公僕として一生懸命に働いてくれていることを頼みまして、芝居や映画に行けば警察官というものは常にかたき役である、これではどうしても一生懸命に働く気にならないのじやないかという気分を持ちまして、私個人をやつたことを申し上げては恐縮でございますが、今の松竹の社長の城戸四郎君に、警察官というものが出てきて拍手かっさいされるような芝居や映画はできぬだろうかと話をしたところ、それはいかにももつとだ、なるほど数えてみると、大がいはどろぼうの方がヒーローで警察官の方が憎まれというところで、非常に考えてくれました、そして、一つ外題は忘れましたけれども、芝居を作つてくれました、これは歌舞伎座にかかりました。それで私もそういう無理な芝居でどうかと思ひましたが、計算は十分立つたというところでございます。これは売春ばかりでなくて、社会風教を改善していく

上において世の中の趣味がそういうような何か社会風教とそむいたような行いをする者をヒーローとして、そしてそれを拍手かっさいするといふような風潮がありますれば、自然それを当てにしてそういう映画や芝居ができますが、これは営利会社でありますればこれは仕方ない。だからして、これはどこまでも社会全体の力でそういうような映画や芝居のかららないようにしたいという、その心持は全く同感でございます。

○宮城タマヨ君 どうぞお願いいたしますが、芝居や映画その他読みものにつきまして、今回のこの立法が成立いたしましたのを機会に、一ついろいろな点にまで法務省は心をお配り下さつて、大いに親心で今まで私どもが懸念しておりましたようなものを根絶していただくように手を打つていただきたいとお願ひを申し上げます。

それから犯罪防止につきましては、法務省は七月をその月間といたしまして全国的に大々的に催しをされておりますが、売春防止につきましては、今あれに劣らないような法務省の行事が新たに作られまして、また、それに少々の費用を入れました、私はこれは犯罪予防と匹敵する問題ではないかと思つておりますから、そういうたような行事につきまして、特にお考えおき願ひたいと思ひますから、これだけおきましておきます。

○藤原道子君 一点だけ。私の法案審議に當つてしむじみ考へてゐるんでございまして、この間、法務省の方からいただいた資料を見まして、先日参考人と呼んでいろいろお話を聞

きまして、売春婦あるいは犯罪者などの中に非常に精薄者が多いということ、私は今度六カ月の矯正をいたしまして、精薄者はそのまま社会へ出ていくわけなんです。また町の盛り場などを見ても必ず精薄が多いと思ふんです。ところが、これに対しては何ら今までは手が打たれていない。受刑者も精薄者であらうともそのまま社会に出して、さらにこれを繰り返すということを考えますときに、私はいつも社会労働で厚生省に言うんですが、なかなか実現できません。この精薄対策というものが、ところが、外国においては精薄者を解決できれば売春は八〇%を解決できる、こういうことが言われております。従ひまして、この際、法務省関係で今まで経験していられるこの問題を通じて、厚生省と相談をして、抜本的な精神薄弱児に対する対策、政治においては精薄問題はほとんど野放しなんです。子供だつてわずかに五千人よりの今日収容施設に入つていないというこの現状で、これを解決しなければ国費がむしろ乱費され、人権が危ぶまれておると思つたのでございますが、大臣の御所見を伺いたい。今まで厚生省と相談されたことがあるかどうか、さらに今後そういうふうなことをしようという御意思があるかどうかということをお私にこの際はつきり伺つておきたいのです。ことに、先日女子少年院の所長さんが参考人としておいでになつて、少年院の中に売春関係の者が二〇%、ところが、その中で純正常という者はたった一人しかなくて、あとは全部精薄であるといふことを聞くに及んで私ははりつ然としたしております。従ひまして、この本法案に當りまし

○岡務大臣(唐澤俊樹君) 最近の刑事政策といつしましては、一般に犯罪の予防防止というようなことにつきまして、単に刑法学者、刑事法学者だけの知識ではとうていまかない切れない、社会学者、あるいは医学の知識のある、精神病学者なり、こういうような各方面の科学知識を動員しなければ完全でないというふうに今考えておりまして、各般にわたりまして社会科学あるいは医学の知識を導入して、この助けを求めようとしているのであります。

これは一般の犯罪についてでございますが、今度の問題についても全く同様でございます。そうして来年から全国十四カ所に設けようとしております保護更生の相談室等にも医学の知識のある者を動員する、そうして参加してもらいたいと、こう考えております。そのほか、厚生省とは緊密な連絡をとりまして、ただいま言葉にありました精神関係者の処分その他の医学上の知識を必要とする諸点につきまして、十分連絡協議をいたしていきたく考えております。

○赤松常子君 私も一点だけちょっと、法務大臣の御意見並びに私どもの要望をちよつと申し上げたいと思います。それはよいよい四月一日から社会の大改革とも言える売春防止法が実現されるわけでございます。先ほど宮城委員の御発言の中にございましたように、周知徹底させる、そういう方法にもちろん大事でございますが、それに對しまして竹内刑事局長のお話では、三月の中ごろにラジオを通じて一般に

て、もつともつと本気で今申しますよ
うな総合的な綱を張る、そういうお考
えをお持ちでいらつしやいましよう
か。私どもはそういうこともやつてい
ただきたい、こういうお願いを申し上げ
たいのであります。もちろん私ども
も、厚生省、あるいは検査庁及び労働
省にも呼びかけまして、今申しました
ような諸般のこともしてもらいたいと
思うのでございますが、もちろん今申
しますように、法務省がもつとその各
省にお出かけ下さいまして、そうして
綱を張つていただくようにお願いしな
いと思つてでございます。その点に對

○国務大臣(唐澤俊樹君)　ただいまの
お言葉の通り、売春行為が社会悪であ
るということを周知徹底せしめますと
とは、目下の急務と考えております。
もちろんこれは法務省ばかりではござ
いません。文部省、厚生省、各般の行
政庁において協力をしてもらわなけれ

○大川光三君 先ほどの収容状による身体拘束期間を補導処分の期間に算入するということについての立法趣旨はよくわかりましたが、先ほどの竹内局員長御説明を要約いたしますと、要するに、一つは被告人の利益のためにすること、いま一つは、補導院の数が少ないので、補導院へ送り込むまでの期間を補導期間に算入するというのもまた被収容者の利益であるという、きわめて恩恵的な、親心を持った趣旨かと承わったのであります。そこで、もしそういう意味でこの収容状による身体拘束期間を補導処分の期間に算入するならば、補導院の数が少なければ、

るのなほ、此等わの発しに於ける以前
のいわゆる身体拘束すなわち勾留日数
というものは果して補導期間日数に算
入されるかどうかという点を伺いたい
○政府委員(竹内壽平君) 判決のあり
ます以前の勾留日数は、この中に算入
いたさない考えでございます。
○大川光三君 実は、そこに問題があ

よく類似したしておる。そういう点から考えましても、収容状執行前の未決勾留というものを補導処分期間に通算する必要はなからうか。私は痛切にそれを感ぜざる者でございまして、先ほど最高裁判所から修正意見を述べられました。その中にも、結局、裁判所調査官というものを置いて、そうして被告人の素質、経歴、環境、犯罪後の状況等を徹底的に慎重に調査して、そうして果して補導処分に付するに足る場合に補導処分の言い渡しをする、かようになりまうとは、勢ひ被告人の勾留期間といふものは相当長引くということと

を予想しながらになりません。またこの法案の第二十一条の規定によりますと、補導処分に付する旨の判決第三宣告があつたときは、刑事訴訟法第三百四十五条の、いわゆる勾留状が効力を失うというその適用を排除して、引き続き勾留を継続することになつておる。そうすると、ここにもまた

○政府委員(竹内審平君) ただいまの御質疑まことにごもっともでございますが、先ほど申し上げましたように、勾留中の期間は補導処分の期間の中に数えることはしないという建前をとつたのでございます。その趣旨は、大体勾留になりました者に対して自由刑の言い渡しがあつて、その執行が猶予される場合におきましては、勾留期間についてその本刑に幾ら算入するということを判決の上で、主文の上に表わさなければならぬという建前でございます。場合も相当あるようでございます。

また表わしておるものもあるのでございます。そういったしますと、捕導処分を受けました場合に、捕導処分は、この法案にも明らかなように、何ときでも仮退院を許すことができるのであります。仮退院中にまた罪を犯し、あるいはその他の罪の併合罪で処罰されておりましたために、執行猶予が取り消されるといったような事由によつて取り消されました場合には、もとの本刑を執行することになるのでございます。そのときには、もしも判決本文において勾留日数が何日か算入するよう判決されております場合には、当然にその執行します刑の中からそれを差し引いたものを執行する、つまり、勾留日までの日数は刑事手続の面で一応まかされてしまふ、そして、この捕導処分は、いわゆる保安処分でございます。その分は、保安処分の方は保安処分として取り扱う、一応そういうわけをつけたい

のでございます。

なお、調査官の問題もあわせて御発言があったわけでございますが、第五条に違反する罪は、その罪自体きわめて軽い罪でございます。でありますから、これによって実刑にどんな人持つて行こうという趣旨ではないのでございまして、その罪を手がかりとして、できますことならば、起訴猶予処分にして保護更生の道を講ずる、あるいはどうしてもこの保安処分がなければ実刑に持つていかねばならないような案件につきましては、この補導処分を活用して、実刑にはやらないようにしようという趣旨でございます。そこでこの売春婦は、五条の罪を犯したということで補導処分につけられるのは明らかなのであります。性行または環境に照らして売春を行うおそれのある者、しかもそういう習慣のある常習性と申しますか、そういう売春の習慣のある者で、かつ、五条違反の罪を犯した場合にこの補導処分ということになるわけであります。その習慣があるかないか、また、補導処分をすることによって道が開かれるかどうかというようなことにつきましては、これは単に情状だけで事は解決されるものではないでございます。必ずや社会学的あるいは医学的、心理学的、精神病的、あらゆる角度からの検討を要しますし、その他環境調査、本人の経歴、性行、その他詳しく調査をいたしました結果によつて、初めて処置ができるのであります。そういう処置につきましても、檢察側といましては十分資料を集めて、裁判に支障を生じないようにいたす考えでございますが、これも必ず

や、そういうめんどうな調査をいたしますために、常に必ずしも身柄を拘束しておかなければならないというものではございませんで、この二十一条をこらんになつてもわかりますように、普通の場合でございしましたならば、執行猶予になりますと勾留状の効力は消えるわけでございますが、この場合には消えぬということにしたのでございします。けれども同時にまた、三百四十三、三百四十四条などの適用を排除して消えないことにいたしました。が、權利保障もできるといふふうにして、普通の有罪判決の場合の取扱いをすることにして、あたたい気持をここに示しておるつもりでございます。

○大川光三君 いろいろ詳しい御説明ではありましたが、私の要約して申しますことは、先ほどの、収容状による身体拘束期間を補導処分に通算するのではありませんかという疑問があるならば、なぜそれ以前の勾留日数を補導処分に通算しないのかという問題であります。お説のように、なるほど二十一条によりまして、あるいは保釈は補導処分といひ、あるいはその後にしても權利保障の請求ができるのだという条項はございします。しかし、ここが一番むずかしい問題です。と申しますのは、およそ売春婦の第五条違反にかかるといふ女性に、そう簡単に保釈をするにも保釈する金がありません。身元を引き受ける人もこれはきわめて少い。そこで、金があつて保釈されている者は、結局自由に外に出て活動ができる。ところが、保釈されないような、いわゆる保釈するにも資金がないのだ、金がないのだという可憐な女性が長らく

勾留されておる。そして結局その勾留というものは補導処分に通算しないということになりますと、これは金を持てる女性にはいいでしょうけれども、貧乏で困つていなければならぬことはやらないのであります。そういう女性に対して、真に親心があるならば、これはよろしく勾留日数を補導処分期間に通算すべきであるという私の意見でありますので、再びこの点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(竹内義平君) 御懸念の点は私もよく理解できるような気がいたします。ただ、この手続が刑事手続として裁判までは進行いたしておるのでございます。その裁判の際に刑事判決を下すわけでございますが、その際にこの補導処分をあわせて言い渡すことができる。つまり、刑事手続と保安処分とをからませておる手続においてこの問題を解決しようとしておるのでございします。で、今の勾留は、いわゆる刑事手続における勾留でございまして、保安処分と言ひ渡した後の収容状によりまして身柄の拘束、こういうものとは趣きが、性質が違ふという点に着目いたします。二つの手続をのせてやります場合のけじめを、どの辺で線を引くかということ、一応ここで引くのが適當であろうということにいたしましたのでございまして、御疑問の点は、私どももよくお気持は理解することができるとでございますが、さういふ趣旨で、勾留については算入をいたさないうことにはいたしましたわけでございます。

○大川光三君 そこで、今お話しした刑罰の区切りをつけることはわかります。ところが二十一条の規定によりますと、たとえば勾留状が効力を失わないのだという、その引き続いて勾留するという利益は、補導処分の執行をするための利益なんだ。わかりますか、裁判所が一応判決は言い渡した、補導処分を言い渡した、そうするとその補導処分を言い渡しても、なおかつ勾留状が効力を失わないということ、勢いこれは補導処分につながつていくからだと思います。そうすると、いわゆる刑罰の上告提起期間の法定計算などとはちがひして、少くとも補導処分を言い渡した後のいわゆる強制勾留といひますか、本来であれば当然勾留状は効力を失うわけであります。効力を失わない期間について、特に補導期間にこれを算入するという考慮が私にはなければならぬと思うのであります。いかがでしようか。

○説明員(横井大三君) 先ほどの御質問、結局のところ、補導処分といふものと刑といふものをどういうふうにかつてゐるかという本質論に帰するのじやないかと思ひます。確かに刑事手続上の身柄拘束でございしますから、補導処分上の身柄拘束という意味ではその共通点は持つてゐるわけでございします。しかしながら、その他の面におきましては、たとえば今の、判決があらましたあとの上訴期間中の勾留でございします。これは二十一条はいつまでも拘禁を受けるわけではございしませんで、判決確定までの拘束にすぎない。つまり逆に申し上げますと、上訴期間中の拘束である。従つて本質的には刑事手続上の拘束になる。ところが、あとの補導処分のために引つ張つてくる期間は、補導処分を執行するた

めの一つの期間でございします。そういう意味で、一応われわれとしては分けただのでございますが、これは本質的に、刑そのものが教育刑であつて、保安処分的であるといふふうにも考えます。という、なるほど区別するのめどうかと思ひますが、しかし現在のわれわれのこの案を作りました考え方といひましては、両者は違ふものである。これはこの前も私御説明申し上げましたが、補導処分の方は、過去の責任を追及するものでなく、教育を目的とする刑自体は、これは道義的な責任を追及するといふふうにかつてゐる結果、どこかでこれはけじめをつけなければならぬ。そこでこの判決言い渡しの確定までの期間、これはやっぱり刑事手続上のものであるといふところから、通算いたさないことにいたしましたわけでございします。

○大川光三君 御説明わかりましたが、私はどうしても了解できないのは、結局判決言い渡した後の確定までの二週間です。この二週間は、補導処分を執行するために特に勾留状の効力を失わないといふことを書いておるのですから、ちやうど収容状によつて身体を拘束したのと同じ性格を私は持つておると思ひます。それを収容状によつて勾留したならば、すぐにその期間は補導期間に通算するのだ、収容状によらない、いわゆる判決言い渡した後の二週間は算入しないのだということが非常な矛盾を来たしておらぬかという点であります。あるいは十分であつたかもしれませうが、なお補足して申し上げますと、これは上訴期間でございします。刑事訴訟法の規定による法定通算になる

わけでございます。いよいよ刑を執行する場合に、裁定通算と違いますが、当然通算されます。そういう意味におきまして、先ほど竹内局長が御説明申し上げました未決通算の一種になるわけでございます。従いまして、これを区別して考えるということも十分理由があるのではないかと考えるわけでございます。

なお、これはお尋ねがございませんでしたが、逆に補導処分をやります期間は、いよいよ刑を執行する場合に、これはやはり通算いたしません。両方とも通算いたさないわけでございます。これはやはり両者の本質的な違いというものを考えた結果でございます。ましては、身柄拘束という意味におきまして、両者の本質的な違いということからさような取扱いをいたしたわけでございます。

○大川光三君 今の御答弁に関連して、実は私も伺いたいと思っておったのでありますが、たとえば執行猶予が取り消された場合において、既になされた補導処分の身体拘束というものは、懲役あるいは禁固の刑に通算しない、こういう御説明でございます。これは他の法務委員各位にもよくお聞きを願っておきたいと思っております。最も、最も端の例を申し上げますと、補導処分を五カ月、六カ月間近まで受けた、ところがもし六カ月経過前に、その直前に執行猶予が取り消されたという場合に、補導期間中の五カ月なり六カ月以内の身体拘束というものは全部御破算になってしまふ。それからまたあらためて本刑を執行される。極端にいいますと、補導処分を

受けて、その満了前に執行猶予が取り消されて、さらに引き続いて本刑の期間を全部つとめなければならぬということ、これは、どう考えましても、あまりにもそれは被收容者に対して酷な仕打であると思うのですが、それに対する御見解を伺いたい。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの補導院に收容されて、つまり強制收容で補導院におります間に執行猶予の取り消しを受けるという場合は、ちよつと理論的には絶無ではないかもしれませんが、ほとんど考えられない場合だと思ひます。ただ仮退院になりまして、仮退院の期間中に執行猶予が取り消されるような事態がありますね。これは想像にかたくないのであります。その場合には、もう仮退院でございまして、拘束という状況はないというふうで、二重に收容されるというふうな御懸念は實際問題としては起つてこないのではなからうかというふうに考へます。

○大川光三君 補導院に收容されておつて、かりに窃盗を働いた、殺人をやつたというふうな場合はいかがでしようか。

○政府委員(竹内壽平君) まあただいまの御指摘のような殺人をしたとか窃盗をしたとかというふうな犯罪を犯したというところでないというのでございしますが、私も、補導院に入つておられます間はむしろそういうことは少いんじゃないやろか、また、そういうことがないやうにというのが、補導院の生活指導の大きな目標であらうと思ひますので、理論としては考えられますけれども、實際問題としてはまれな場合にはなからうかと思ひわけでございます。

す。

○大川光三君 執行猶予の取り消しは、補導院内における犯罪の場合もございまいし、それ以外に執行猶予を取り消すことについての刑法の条文があります。それに該当して執行猶予を取り消すのだ、犯罪以外の場合で執行猶予を取り消す場合もございまして、刑法の中に、そういうときには、ほとんど六カ月近くまで收容されておつて取り消しになつたから、これはあらためて六カ月本刑をつとめなければならぬということについて、私は非常に血も涙もないやり方である、かように考へるのですが、いかがでしようか。

○政府委員(竹内壽平君) いろいろ議論をいたしますれば、六カ月に一日足らないところまで補導を受けて、そのときになつて他の罪が発覚して執行猶予が取り消しになるという場合もあり得ると思ひます。そういう場合に果して血も涙もない処遇になるかどうかというところでございしますが、まあ私も、補導処分というものを刑ではない、しかもその保安処分といつたしましても、単に社会から隔離して、保護するのは社会であるという考へは、保安処分ではなくて、少年の場合と同じやうに、その売春婦そのものを保護してやるといふ趣旨のための保安処分でございます。まして、まさに少年の保護処分と、保護措置と本質は同じくするものであります。そこで、その両者を相融通し合というふうには理解いたさないものでございまして、もしそういうふうな両者が共通のものであるというふうに相なりましますと、それはただ身柄が收容されておるといふこの一事にあるのでござ

いまして、私は考へ方としては、有無相通するやうな性質のものではないというふうに理解をいたしまして、両方の通算をしようというとはいいたさないで、刑は刑、保安処分は保安処分ということでけじめをつけていたいただきたい、こういうふうな思ひでございます。

○大川光三君 その点についてまあこれ以上申し上げても一つの議論になりましますから、この程度にいたしますが、それでは、お説の少年に対する場合の引例がございましたが、少年に対する保安処分というものは時に取り消されることとございまして、ところが補導処分についての取り消しという規定はどこにもないのでございしますが、それはいかがでございまいしょうか。

○参考人(横井大三君) 確かにその通りでございますが、これは短期間の間にできるだけ改過進善の実を上げた。おそろく、そういう取り消しをしなければならぬやうな、補導処分に適さない、お説では確かにそうだと、そういう場合だと思ひます。そういうことのないからんことを期してございまして、しかも短期間の問題でございまして、まあ、あえてそういう規定を置かなかつたわけでございます。もし非常な非行でもありますれば、ただいまおつちやいましたやうな執行猶予の取り消しということも考へられるわけでありましますから、大体そこら辺のところであまかなるのではないだらうかと、こう考へた次第でございまして。

○大川光三君 今の御説明で申し上げても、補導処分を取り消さねばならぬ場合なきにしもあらずであります。たとえば十七条の規定を見ますと、

「第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁固につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分を付することが出来る。」という場合であります。もし満二十歳以下の女子にあつてそういう処分をしたときには、どうしてこれを救済いたしますか。

○説明員(横井大三君) 裁判所が補導処分できない者を補導処分付したという場合であります。これは檢察官が当然その判決に対して控訴いたします。もし確定すれば、これは非常上告の問題にならうかと思ひます。そのら面で解決する問題ではなからうかと思ひます。

○大川光三君 非常上告のお話が出ましたが、御承知の通りに、非常上告は、檢察総長が、判決の確定があつた後に、その事件の審理が法令に違反したことを発見したということ、かつ檢察総長がこれをやれることになつておる。一々そうして檢察総長が非常上告をやつていただければけっこうでありますけれども、あえて檢察総長をわずらわさずとも、現に少年法においてはその規定があるものでありますから、この規定を、補導処分についても取り消し規定を設けるといふことは、これは手数も費用も何もかかる問題じゃない、いかがですか、その点。

○説明員(横井大三君) これは、裁判所が判決におきまして、刑を言い渡すと同時に補導処分にするという裁判をするわけでございます。その根拠になる裁判それ自体が変更されませんで、ただ行政機関がそれを取り消すという

ようなことは、おそれくできないことだろうと思います。従いまして、今補導処分にするべからざる者、たとえば要件がないのに補導処分をしたという場合には、これは普通の上訴手続によって解決するのでございまして、これはすべての違法の判決に対する是正というものの一環として行われるわけでございます。非常上告は検事総長しかできない。なるほどその通りでございまして、このことは、非常上告制度それ自体に対する批判でございまして、これは前から議論のあるところでございます。しかし現行の制度といたしまして

○大川光三君　そこで、もしごくまれな場合でも、非常上告によつて無罪が確定するといふような場合には、すでになされた補導処分による身体の拘束について刑事補償を求められるかどうかという点であります、いかがでございますでしょうか。

○説明員（横井大三君） 刑事補償は一定の場合に限定をしておりますので、この場合は入っております。

○大川光三君　もう一つ法律的特点を伺つておきたいのでありますが、いわゆる不利益変更禁止の問題でございます。御承知の通り、不利益変更の禁止は刑のみに関するものでありますか。

ら、一応は補導処分について適用の余地はないように考えますけれども、補導処分は刑の執行にかわる形態をとっており、法令によつて身体を拘禁する教育刑的性質を持つ新しい制度であります。従来、法理論では決して得ないのではないかと、實際上、たとえば第一審において被告人を懲役二カ月の実刑に処したのに対して、第二審においては懲役六カ月、二年の執行猶予、補導処分の判決をするというような場合に果してこの不利益変更禁止に抵触しないかどうかという問題であります。

○説明員（橋井大三君） 不利益変更禁止の問題が出たのでございますが、これは御案内の通り非常にむずかしい問題でございまして、なぜ一体不利益変更禁止の制度があるかということにつきまして、いろいろ学者が検討いたしておるのでございますが、現在の定説と申しますか、有力な説は、被告人の上訴を妨げないようにと、そういう意味を持つのだ、こうなっております。

○大川光三君 私、まだいろいろ伺いたいことがございますが、本日はこの程度にとどめまして、また次の機会に引き続いて御質問を申し上げたいと思います。

○委員長(青山正一君) ちよつと私から御質問申し上げたいと思いますが、先ほどの大川さんの質問に関連いたしまして、先ほどの設例の場合に、たとえ二十才という年令の誤認は、これは事実の誤認でありますので、非常上告ができないはずです。非常上告は、刑事訴訟法の四百五十四条で「法令に違反したことを発見したとき」、こういうことに限られておるわけなんです、その点についてもう少し、これは、他日でけっこうですが、よく御検討願ひまして、その点をどうするかという問題を一つ御研究願ひたいと思います。

す。
○宮城タマヨ君 私は一問一答で簡単にしたいと思っておりますが、その前に、今度の法案が、一体、刑を課せうとしてゐるのか、教育して、大へん恥かしい仕事を長い間やつておつた女の人に、当りまゝな日本婦人として、ある

いはできるなら日本のお母さんとして立て直そうというその教育をしようとして立法されているか、その立法の精神を私第一に伺いたいと思うのであります。それは家庭裁判所で取り扱へば、こういう立法はおろくなされなかつただろうと思っておりますけれども、これを刑事裁判に持つていくもののですから、こういう大へん矛盾したことがたくさんありまして、私自身もやはり審議会の審議委員として、これとに五条違反についていろいろやりました一人でございますから、責任を感じておりますけれども、私これを読んでみても、ふできな法案じゃないかと実は考えておりますのでございます。そこで、いろいろな事情上、刑事裁判に持つていかなければならないということになると、こういうことも大部分必要になってきますけれども、読んでみますと、いかにも教育でやらなければならぬというようにも思えるし、と思つて、実際は刑事処分などが多うございまして、さつきから少年法通りにございまして、さうなことであります。が、実際、家庭裁判所に持つていって、少年法の精神によつて、あの立法によつてやれば、もっとスムーズに立法ができるのじゃないかということを非常に残念に思つております。

そこで、私は一問一答の形で伺いますけれども、一体実刑を課しましたた

ら、長い短かいにかかわらず、そのあ
とは野放しになるのですか、どうなる
のですかというところを一つ伺いたし
たい。たとえば、二カ月なら二カ月の実
刑が課されますね。そうしますと、そ
のあとはもうそれで済んだことになる
のですかということです。

○政府委員(竹内壽平君) まずこの一
部改正が、刑を課せようとするところを
ねらっておるのか、教育をしてやろう
という点をねらっておるのかという点
でございますが、ねらいは教育をして
やろうというところをねらったもので
ございます。ただ条文そのものを見て
おると、いかにも刑を課そうとしてお
るのうに見えるじゃないかと、この点で
ございますが、これは刑事手続にのせ
て保安処分を立案しておりますことか
ら生ずることでございます。この点
ふできであるというおしかりはまこと
にこれは甘受せざるを得ないのでござ
います。保安処分という制度が、非
常に刑罰体系といしましては重大問
題でございましたので、今もせつかく
研究をいたしておりますが、いずれは
その時期においてこれらの問題をあわ
せて、ねらっておる通りの条文の形に
書きかえられなければならないものだ
と考えております。それだけはおわか
りを願ったとかりにいたしまして、そ
れでは補導処分が所期の通り満足すべ
き状態で終った場合はどうか、あるい
は仮退院になって、残りの期間を無事
に過ぎた場合に、刑の方はどうなるか
という点につきましては、売春対策審
議会の御答申と若干そこを変えまし
て、刑の執行にかえてという線を強く
出すために、三十二条によりまして、
そのような補導処分の期間を終った者

及び仮退院をして残りの期間を無事に過した者は、刑の執行猶予もそれとにも消えてしまふ。従つて刑の方も消えてしまふといふことにいたしましたのでございまして、その辺は、補導処分と実刑との関係をどういふふうに調整をいたしまして、できるだけ補導院に入つた者に希望を持たせて、将来に向つて希望を持って更生していただくように措置したつもりでございまして、

○宮城タマヨ君 その点に、三十二条についてあとで触れようと思つておりました、前後しますが、その点お伺いします。それは刑を受ける者に六カ月でほつきり、もうあつたは執行猶予もつけないとするといふことは、それを受ける人には恩典と思ふといふことと、私はさうでないといふ——その見解が違ふのです。六カ月補導院に入れておきまして、ここに法律にうまいこと書いてありますが、生活指導をし、職業補導をし、医療の手当をするなんてえらいことを書いてある。だけれども、この一点を捉えてみまして、一体六カ月でできますか。生活指導、女の生活指導を、六カ月であつた腐敗堕落した女たちを、ほんとうに家庭の一婦人として正しく歩ませようといふのは、六カ月でできるというのには、あまり法務省は甘い考え方を持っている。だから、私はほんとうに教育的の立場で行くなら、これじゃいかぬといふことが言いたかつたのですが、それはどうでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 御指摘のよう、六カ月の期間といふのは、保安処分といつたとしても、諸外国の例に見ない短期間でございまして、いづれまた矯正局長からお答え申し上げた方が

が適當かもしれませんが、立案者の立場から申しまして、この六カ月の期間が決して長いものではない、短か過ぎるというように考えるのでございまして、それは、今おっしゃるよう、生活の立て直し、再教育、職業補導といふような点を考えますと、そういうことに考えるのでございまして、少くとも少年の場合と比較してみまして、つくづくとさういふ感を深くするのでございまして、本件は刑が六カ月以下といふきつめて軽い刑を課しておりました、また五条違反そのものが犯罪の形態としては軽い形態の犯罪でございまして、そこでさういふものの比較も妥協的に考えましたのと、それからまた、問題を生活指導と申しますか、心持を転換する契機にしたいといふようなところに教育目的をしぼつて参りますと、六カ月でも相當な効果を上げ得るのではないかとさういふふうに考へまして、六カ月という期間を定めたのでございまして、

○宮城タマヨ君 そこで、これは六カ月といふのが刑期だとすれば、できるだけ短かい間がいいわけですが、六カ月より二カ月の方がいいかもしれぬ。だけれども、そこで問題にしたいのは、刑にかえてといふことになぜなさらなかつたか。刑の言い渡しをしなさいで、刑にかえて教育をする。それを、六カ月が基本の指導をする期間であつても、そのあとにはやはり何か形を交えて、保護司を使つてでも、あの手この手で、どうでもさうでも婦人を日本のお母さんに立て直さなければならぬといふ建前でしたら、私はさういふことはまずいことだと思ふのだけれども、いかがでしょう。その刑にかえて

第三部 法務委員会会議録第十号 昭和三十三年二月二十七日(参議院)

ということになぜなりません。刑にかえて改正に當りまして、相當広い人々の間に論議された点でございまして、私もこれをあながち否定しておるのではありませんで、できるならばさうしつてみたいものだといふ考えは持つておつたのでございまして。ただ、先ほどもちよつと触れましたように、刑にかえてといふことになりまして、補導処分といふ、保安処分をもつたらやる形にしなればならぬのでございまして、ところが、先ほど申した通り、保安処分といふ刑事手続に乗せてやるということから起つてきたのでございまして、もつと端的に申し上げますれば、家庭裁判所でお願ひをすることができない、適當でないといふ結論から起つてきたこととございまして、とにかく刑事手続に乗せてこの問題を解決しようといつたしました結果として、刑事手続においては、この保安処分と刑罰を課するといふ手続の二本立になつておらないのでございまして、日本におきましては刑罰を課する手続は一本立と申しますか、それだけなんでございまして、保安処分といふ制度はないのでございまして。そこで、この補導処分を作り出すために、早急にこの二本立制度を刑罰体系の中に持ち込むといふことにつきましては、いかに刑にかえてといふ処置をとりたいと希望された学者の方々も、一挙に刑罰体系全体に影響するやうな制度をこゝへ打ち立てるといふことにはさすがにちよちよよされたのが実情でございまして。そこで、さういふような結果になつたのでございまして、そのた

めに適用範囲が狭められるという懸念も同時にあるわけでございまして、一方執行猶予を何回でもやれる道を開いたとか、その他いろいろ手当てをしまして、ますますこの程度でさしたあたり出發をいたしたい。特にこの四月一日からの罰則規定の発動と申しますのは、これなくしては完全実施といふ、完全といふことは私はどうしても言えないのじゃないかといふふうにも思ふのでございまして、さうだといつたしますと、まことに完璧を期した案ではございませぬけれども、ますますこの案で完全施行に入りたい、さういふ念願でございまして、

○宮城タマヨ君 時間がございませぬので急いで苦しいうございましてけれども、次に移ります。実刑を課します場合に、たとへば二カ月、三カ月といふやうな、もちろん六カ月といふものもありましようけれども、さういふときに売春婦であるゆゑに中の取り扱いについて何か考えられおるでしょうか。まだそこまでいきませんでしようか、どうでしょうか。そして出ましたあとはどういふことになるのですか。

刑を目的としてやつておりますが、その趣旨からいたしまして、なるべくこの短期間内に本人たちの更生に役立つやうな方途を考え、今後の更生の道をたどらせるにつきて、まあ二カ月や三カ月じゃ仮釈放といふことは出来ませんが、それでも出ましてから後の問題につきましては、保護関係の役所とも十分に協調をとり、そして厚生省関係の、藤原委員のおっしゃいました精薄施設との連携、現在では成人に対する精薄施設は、御指摘のごとくございませぬ、さういふような点につきまして、今後さらに厚生省の方とよく連絡をとりまして、さういふ方面の手当につきましては、さらに手当を加えていきたいといふふうに考えております。

○宮城タマヨ君 そういたしますと、保護観察に付されるというわけなんでございまして。○政府委員(渡部善信君) これは御承知のごとく、仮釈放になりました場合に保護観察になるわけでございまして、満期になりましたときは保護観察にはなりません。しかしながら、更生緊急保護法の適用を受けるわけでございまして、この点は法務局の方で十分お考えを願ひたいと思つておる次第でございまして。

○宮城タマヨ君 そういたしますと、最も悪いのが刑務所に入れられるわけなんです。それで刑務所に行きましたならば、二カ月か、中には一カ月のものもあるかもしれませぬけれども、さうすると、今度出されたらあの方の法律前では更生緊急保護法によつてと言ひますけれども、大体において手放しになつてしまふといふように解釈し

てよろしゅうございますか。

○政府委員(渡部善信君) ちよつと御趣旨がよくわかりませんが、判決で二月月という判決を受けまして満期で出ましたならば、これは本人から願ひ出まして緊急保護を受けない限り、これに對しましては保護觀察も何もつけることはないのです。

○宮城タマヨ君 そうすると、先ほど刑事局長がおっしゃった大体においては教育でいきいたいという意味から言つたら、これはほんとうに女たちから言いますと、いつまでもいつまでもやられるよりも、二月月でもつとめて出てきた方がいゝわという結果になりはしないかと思つております。ことに、長い悪習慣のある者は愛情をもつてじわじわと長い間手当てをしていかなかつたら、とても表に帰つてこないというところになります。實際問題として、當局の方は刑務所に行く者があるだろうとお考えですか。法律はこうやつておいて、實際は行く者はないというようにお考えでしょうか、どうでしょうか。また、それは入れてやろうとお思ひになれば幾らでも入れられますが、その点のお考え方はどうでしょうか。ほんとうは刑務所に入れないでもいい。もつと、しゃばに出しておいてそしてあの手この手でやつて、どうでもこうでも日本の女を作らなければならぬというお考えがあれば、私は手当の仕方はいろいろあると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(渡部善信君) 二月月さえ刑務所ですばるればそれでいい。そう言つてしまへばそれでいい。刑罰を受けたという事柄の重大性でございま

す。果して世間でそんなに刑務所に行つたというのを軽く考へておるかどうかというところにつきまして、私は刑罰というものの對しましては、相当世間のきびしい批判をわれわれ考へざるを得ないと思つております。従つて、かような確かに短かい期間でありましようが、刑罰をもつて臨むという

ことは、その本人に對しましては非常に大きな烙印を押されたことになりはしないかと思つております。われわれの立場からいたしますれば、刑を受け

た者の過去の刑はわれわれは問いたくありません。なるべくこれは社会からいつまでもいつまでも刑余者というこの取り扱ひを受けさせたくはないのであります。ないであります。しかし、世間の刑罰を受けた者に對しましては、感ぜられるものはそうなまやさしいものでは私にはなからうと思つております。しかしながら、この保安処分は刑罰として課したものでないといふことに、これは私は本質的に感ぜられるのである、かように考へます。従ひまして、この保安処分によつて刑の執行猶予されまして、それでも刑罰を受けなくて済んだといふことは、これは本人に對しましては非常に大きな利益にならうかと思つております。

なお、この刑罰は今後やるつもりかといふことでございしますが、これはわれわれの感ぜからいたしますと、刑罰に私はもつていきたくはない。刑罰にくわりに私は全部保安処分、輔導処分でまかなつていきたいと思つております。これでどうしてもまかない切れない者があれば、これはやむを得ませんが、さような者はないようにしなければならぬと私は考へております。

す。さように今後この輔導処分を運営していきたいものとこいねがつております。

○宮城タマヨ君 ちよつと一言だけ。矯正局長が願つていただけでそれを願ひが通るかどうかわからないのです

が、こういう点についてもう少し當局は研究していただいたらどうでしょうか。大事なところで、こんなものは作つておいても、刑務所に入れるような法律を作つておいても入らないように、早くみんな女をいい方に導いていけばとてもつこうですけれども、その点を一つ考へていただきたいことと、それから三十二条の執行猶予が消えるといふことは、ほんとうに愛情があるならば執行猶予をつけておいた方がいいじゃないかといふ点もあわせて研究していただきたいと思ひます。

いろいろたくさんございしますのです。きょうは私の質問はこれだけにしておきます。

○委員長(青山正一君) 藤原さん、尾村環境衛生部長は他の委員会から出席要求がありますから、この部長さんに關する限り先に御質問願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、法律が次々作られるのですが、ほんとうに実施される意思があるかどうかといふことを非常に心配するものであります。売春法ができて、完全にこれを更生させる上におきましては、よほどの決意、熱意がなければだめだと思ふのです。最近聞くところによりますると、業者が非常に転業しておる。こういう場合にいろいろな問題が現実に起きておるのでござい

ます。

そこで、私は先ほど来旅館業法の改正についてその当時の質疑応答をちよつと目を通していたのです。ところが、この旅館業法の改正に伴ひま

して、従来の不備の点については、よほど努力をして指導して更生に当らせるといふことを局長がはっきり答弁しておるのです。ところが、最近入りました情報によりますると、実にひどいのですね。最近売春業が廃止されると、勢い特にひどいのは、温泉旅館等におきまして、従来はチップが大多数を占めてゐる。それと女を連れ込んだ場合に別室料として取つていたわけなんです。旅館ではそれが三分の一くらい取入が減るそうです。そこで、今度は女を入れて女中さんをはべらして、それでこれにかえていく形態が目立つてきてゐる。こういうことの陳情がたくさんあるのです。これについて厚生省としては、全国の旅館業に對してどのような指導がなされておるか。それと現実にそういうようなことがあつたかどうかといふ点について、御熱意のほどを私は聞きたい。

○政府委員(尾村偉久君) 旅館業法が昨年改正になりました。従来旅館業法は衛生的な措置の法のみで旅館の営業を許可いたしまして、また、その面を監督いたしておりましたのを、昨年の五月の改正の際に、風俗の關係をも旅館業法に取り入れまして、当時売春關係につきましましては、勅令第九号の違反者は、旅館業法の八条でこれを営業許可の取り消し、または停止することになり、こういうふうになった。もちろんそのほかに、学校教育との關係で例の娼妓事件を契機といたしまして、学校の周辺に旅館ができた場合に、教育

上、風俗上いかにぬという場合には許可をしないという要望も當時入つたわけでありまして、さような改正があつたくらいでございします。で、旅館における風紀を乱すことを防止するといふことは、この旅館業法の施行の上に十分注意をしておるわけでございます。ただ、今のお話のように、今後一番予測されるのでございしますが、この売春防止法の発効とともに、これらの転業の對象として非常に旅館業になる者が現にふえております。で、この場合に、最初からかような者を旅館業にしなければ一番安全ではないかといふことも予測されるのでございしますが、ただ、これはあくまで旅館になりまして、正しくこれから営業して食べていくといふような形を表明いたしまして、また、客觀的に非常に濃厚な事實はないとか、これはまあ旅館業法に定める規則、規定に合つてゐる以上これは許可せざるを得ない。また、できれば、むしろまじめなことをやつてゐる者は積極的に許可をいたしまして、早く、も

ぐりの売春業をやめさせる、こういうことでこの許可は今どんどん進めてゐるわけでございます。で、むしろ四月以降はそういうふうな旅館になるから、今のお話のような事態がどのくらい起るかといふことでございまして、おそろしく四月以降は、旅館の中で今のようないことが起りますれば、売春防止法の二章の罰則にかかると出てくると思ひます。それがかなりますれば、八条によりまして、ただいまの国会に売春防止法の二章の罪といふことに切りかえるように今法案を提出中でございますが、これによりまして、そういう事実があつた結果について営業

取り消し等をいたすわけでござい
ます。これはあるいはひんぱんに起らぬ
ことを望んでいるわけでござい
ます。これは将来そういうことが事実起
れば、これは厳重に——旅館業法の施
行はその面では厳格にやる、こういう
つもりでございませう。

それから現にどの程のそれに類似の
ことが起つたかということござい
ますが、これは府県知事から報告を徴
するようには通知をしております、現
に明らかに聞きまして事例を申し上げ
ますと、福井県で昨年勅令違反並びに
児童福祉法違反で、旅館業者がその女
中といまして雇つて居る者に継続
的に売春をさせたという事で勅令九
号違反にひつかかりまして、公訴が提
起されるときに、直ちに府県知事から
報告がございました。旅館業法の適用
によりまして営業停止を命じたい、こ
ういふ協議がございました。これは内
容が非常に悪質でございまして、十六
才か、十七才の女中まで雇つておつ
た。児童福祉法違反と勅令九号違反に
ひつかかった。これはわれわれも指導
をいたしましては厳重にやれというこ
とで、すでに営業停止が発効いたして
おります。一月に入りまして、群馬県
から全く同様な例がございましたの
で、これも同様に営業停止が実行され
たわけでございませうが、同様なもの
が数件あるのではないかと、今、今
事例の収集をいたしておりますが、す
でに石川県から、そういう例が数例近
く協議して指導を仰ぎたいというこ
の報告が参つておりますので、こうい
う従来の勅令九号でございませうと、契
約をして売春をさせた場合と、困惑に
よつて売春させた場合、この二つだけ

でいくようなことになりますので、二
章が全部今度適用になりますので、こ
れは相当ゆるがせにできぬということ
で、その対策につきましては、厳重に
事実についてはやるようにということ
を、先般所管の府県の部長会議を招集
したときに、あらかじめこれを十分伝
えているわけでございませう。

それから先ほどもちよつと御意見ござ
いまして、先ほど連れ込みの風紀紊乱の
問題でございませうが、これは今旅館業
法の五条で、原則としてはお客を断
つた旅館が罰せられないように今
なつておるわけでございませう。断つ
ても罰せられない、差しかえないう
の点が三つほど理由があげられてあり
まして、その中に定員が一ぱいの場合、
それから伝染病を持つて居る場合、そ
れから最後に非常に風俗を乱すおそれ
がある、認められる場合と、こういう
ことがございまして、断つても差し
つかえない。ただ断つた後にはなら
ないという規定になつた。たまたま
に、まあ強硬に断つたところがある
わけでございませう。この点で、今善良
な旅館主は極力そういう者が入るのを
これでやつて居るということ、それを
もう一つは、そういうようなことを
挑発させてはいかぬので、広告とかある
いは文書、図書をそれらしく飾つてお
客をだます、誘惑するといふようなこ
とは、これは旅館業法では昨年か
ら禁止になっております。これは政令
に明らかに具体的な事実をもつてきて
規定しております。これによりまして
そういう面を防止しております。

等を書きなければならぬことになつ
ております。これである程度取締りが
できるものでございまして、これを備え
ませんとやはり罰則がかかるように
なつております。これにいわゆる売春
婦と称せられるストリート・ガール
が、相手のお客が変りながら自分は同
じもの、すなわち二人の宿帳を一定の
期間見ますと、一方だけが変らぬ宿帳
が次々と違つた人出てくる、同室に
泊る、これが一つの発見のもとになり
ます。これに基づいて警察当局に情報
を交換いたしまして、売春行為がそこ
で行われておるといふことを発見するこ
れがもとになるわけでございませう。こ
の点は今後有効でございまして、ア
ベックに対してはさうな点で指導す
るのが今大体全部のこととございま
す。そのほかには、旅館業法によりま
して直接やり方がないわけでございま
す。

それからもう一つは、旅館業法の改
正と一緒に成立いたしました環境衛生
の営業法でございませう。これによつ
て、県ごとに唯一の大同団結した旅館
同業組合がございまして、この理事会の
理事者が旅館の営業方法について指導
するといふことを法律にうたつたわけ
でございませう。これはまだ各県全部
でございませう、二十県ほどでござい
ますが、これを通じまして指導する——府
県当局あるいは厚生省と地方連合会と
いう形で、今のような、従業者にさよ
うな営業方法で使つていふことをこれ
は防止しよう、こういうことでござい
まして、これはこれから問題であり
ます。ちょうど幸い大体四月までに連
合会もでき上ります、大体の府県が
組合がございませうので、大体これは並行
して指導できる、かように存じており
ます。

それからなお、温泉旅館につきまし
ては、旅館規約六千軒ございませうが、
この半数が風俗営業を兼ねておるわけ
でございませう。これは風俗営業法に基
きまして警察が取締りをやる、同時に
女をはべらしまして、客のわきにつけ
て御飯を盛るだけとこれは女中の
仕事でございませう。これを越します
と、これは風俗営業のいろいろな取締
りになつて引つかかる、これは現在で
も並行いたしまして取り締まれるよう
になつております。しかし、実際問題と
しては、そこは非常にむづかしいので
ございませう。飲食店、いわゆる風俗營
業の飲食店と違ひまして、元來お客が
ふとんを引いてもらつて泊るのが旅館
の仕事でございませうので、女のはべる
程度というものはこれは区別がむづか
しいといふので、旅館主から見まして
違反行為を積極的に届けるということ
が非常に少ない、この点が少し抜け道に
なつておりますが、これはしかし、売
春防止法で場所提供その他これは十
分発効するのであります、こう存ず
るのであります。

○藤原道子君 私にはあなたの言うこと
でわかる点もあるし、わからない点も
ある。結局一応その法の建前になつて
おる。今は売春をしたときは、これは
営業停止といふことができるというこ
とも、私も法案審議に参加しておりま
すからよく承知しております。けれど
も、それが果してやられておるかどう
かが問題なんです。それが今度の法案
審議に当たつても私が非常に重大視し
ておる問題であります。従ひまして、こ
の次まででけつこうでございませうか

ら、今日までにそうしたことで、全国
の旅館が営業停止になつた数がどれだ
けあるかといふことをここにはつきり
出していただきたい。

私はもつともあなたにお聞きし
たいことがございませうが、きょう時間
がございませうので、次の委員会に、
その点のいろいろの質問が出ると思つ
て、ぜひ調べてきていただきたいとい
うことをお願いいたしておきます。お
急ぎのようございませうから、そこで
そういうことにはなつておりますが、
やられていない点の数々についてお伺
いをしたい。

私はもう一つあなたに聞きますけれ
ども、それならば、売春をやつておる
といふことが明らかになつておるとこ
ろへ少し問題がいつてない。最近
の、これはまあ入手した情報でござい
ますけれども、小野川温泉といふのが
ある、山形県に上山温泉といふのが
ございませう、その近くに小野川温泉が
ある。またさらに、その近くに赤湯温泉
といふ温泉があるわけでございませう。
ところが、小野川温泉にはおまわりさ
んが一人しかいない。従つて、そこで
はこの代表的な宿屋といたしまして
山川屋、坂本屋、河鹿荘と、これはも
う世間周知の女中さんが売春をしてい
る所がある、ところが警察官が一人で
ございませう。何とかうまくやつておる
らしいのです。そこで、赤湯温泉で
は、これは売春法が今度実行されたな
らばこんなにくさんのおまわりさ
んを「一々」これは私が聞いたままを
言うのですから、各営業場などと言わ
ないで下さい、一々買収するわけには
いかない、これはどうも小野川温泉が
うらやましいといふので、業者が非常

に頭を悩ましておると、こういう、これは業者の情報なんです。一体こういうふうに分らなかに売春をやっている、いまだかつて営業停止になったとも聞かないし、ここにお手入れがあったとも私は聞いてないのです。こういう点がどういう状態であるかということも一つお調べを願いたい。こういうことが野放しになるならば、幾ら売春法が施行されても実効は上りません。要はこれを守ると、実行するのだという熱意がなければだめだと思いますので、上山温泉の実態、小野川温泉の実態、さらに赤湯温泉、引きましては静岡の熱海温泉、これだけは至急に実態の調査を私はお願いいたしておきます。それから労働基準局の方にお伺いしたい。

○委員長(青山正一君) 鈴木監督課長がおいでになっております。

○藤原道子君 私はいくつかの問題が施行されていくには、基準監督局がよほどしつかりしてもらわなければだめだと思ふのですが、最近基準監督局に幾ら提訴してもやってもええ、忙しいうというやうなことで少しもやってくれないという問題がたくさんあるのです。結局旅館の女中さんたちは今日とだけ働いておるかということになる、大体十二時間くらいが法で認められておるのですか。ところが、実際におきましては十六時間から二十時間くらい働かせるところがざらにございます。こういうことで、従業員から監督局へ幾らお願いしても一向に監督してもらえないというのが、これが山形県の上山温泉で問題になりました、そのときに労働基準局の答えをいたしまして、そういふことを言われたので、旅

館に対してアンケートを出したけれども、締め切り後一月以上たつても一向に返事がもらえないという嘆きを發表しておる。ただし、今までの旅館業に對しての調査が足りなかつたことは遺憾である、こういうふうに通つておるのですが、これは方々にあると思うのですが、これは一体労働基準監督局として、こういう面に対しての監督はどの程度にやっておられるのか。まああつた程度だから仕方ないという、こういうことで一方的に従業員が長時間の重労働にあえいでいてもこれを野放しにしておいて、まあまあ仕方ないというお考えでやっておられるのかというところをここで明確にお聞きしなければならぬと思うのでございます。

○説明員(鈴木健二君) 旅館業における労働者の労働条件につきましては、一般的な統計調査はございせんが、昭和三十年に、婦人少年局が、未亡人等の雇用に関する調査というのをやつた結果によりますと、旅館、ホテルにおきます一日平均実労働時間は九時間三十九分、これは平均でございす。休日につきましては、一週間一回あるいは一月四日以上与えておるものが調査事業所全体の四〇・八%、一月二日ないし三日の事業所が四一・八%、こういうふうになっております。

なお、監督の結果でございすが、これは私どもの統計のとおり方からいたしまして、旅館業だけはとつていないわけでございますが、旅館業を含む接客業の事業所につきまして見ますと、一昨年の七月から昨年六月までの間に、約千八百程度のこういう事業所を監督いたしましたところが、その違

反率は七五%でございます。その違反のおもな事項は、やはり労働時間、休日、割増賃金、こういうふうなことでございまして、それそれは正働告あるいは再監督をやつた結果、約半数程度は全部あるいは一部の是正をしておる、こういうふうな実情でございす。こういう実情に對しまして基準局といたしまして、どういふ態度で臨んでおるかという御質問だろうかと思ふのでございすが、御存じの通り、こういう業態は、前近代的な業態でもございすし、また、その基盤が非常に脆弱であるといふことのほかに、また、業態の特殊性からいまして、普通の工場に對するやうな監督をやりましても、なかなか実効が上らないという点は御了解いただけたと思ひます。

従つて、われわれといたしましては、最近新聞紙上等で御存じの通り、従来問屋街あたりでは週休制を実施されていなかった。これを一つ集団的に指導して、現在、横山町、馬喰町を初め、大阪、岐阜という所では、三百年の伝統を破つて週休制を実施された、こういうふうなやり方を、一つ旅館業の方にも採用して、一足飛びに労働基準法に定められておるところをやらそうと思つてもなかなかできることではありせんので、まず、労働条件の明示、労務管理の合理化といふことを中心に、業界指導あるいは労働組合指導、こういう面からまず始めて参りたいといふことで、先般地方の局長に、そういう観点から十分指導監督するやうにという通牒を出したやうな次第でございす。

○藤原道子君 私は、旅館業は、前近代的な業態であるから、工場労働者の

ようにきびしくやれと言つてもできないという点はわかるのですけれども、あまりにひどいのです。ことに、固定給などもらつておる者はほとんどないと言つてもいい。けれども、前近代的な業態であるからといつて、全国に二十万から三十万の従業員がいるといふことを推定されるわけです。これらの者が非常に苛酷な労働条件で酷使されておる。しかもシーズンになりますと、一日十六時間から二十時間くらい働かされております。こういう実態は、おそらく労働基準局にも私はわかつておると思ひます。わかつていない、前近代的な業態であるからといつて、今日まであまりこれにきびしく御調査あるいは御監督がなされなかつたといふことが私は非常に遺憾です。くわしいデータも私は持つておりますが、きょうはあまり時間もございせんから、深くは御質問することを避けますけれども、今後やつていただけるかどうか、やる意思があるかどうかといふことについて伺わなければならぬと思ふのです。結局先ほども言いましたやうに、チップに依存しておる、固定給がない。あつても三千円くらい。しかも三千円渡したことにして、食費として二千五百円くらい取つちやつて、あと五百円くらいしか実態は渡されてない。あるいはチップの中にも業者が一割、二割といふものを天引きしておる、こういうことがたくさんあるのです。こういう状態のところへ今後売春法が施行されれば、連れ込みがなくなる。そうすると収入がぐつと減つてくる。この弱みにつけ込んで業者の収入も減るものだから、売春強要という方へどうもいくらしいの

です。こういうことについて、あなた方のお覚悟を私は聞いておきたい。

○説明員(鈴木健二君) 先ほども申し上げましたやうに、旅館の従業員の労働条件が、ほかのものに比して非常に悪いといふことは、われわれも十分存じておるわけでございすので、先ほど申しましたやうに、全部が全部、違反しているのを全部摘発するといふわけにも参りませんので、業界指導その他によりまして、百事業所があるものなら、たとえば七〇%程度は守れる状態に置いて、それでなお違反するものは断固摘発するといふやうな態度で、まず業界指導、労務管理の近代化、あるいは労働条件の明示といったやうな根本問題についての業界の指導から始めて、悪質なもの断固取り締まる、そういう方針で参りたい、こういうふう

に考えております。

○赤松常子君 今の藤原委員の問題にされております旅館の従業員の問題でございすが、最近旅館従業員の組合が少しずつ発足しているわけにございす。女中さん及び番頭さん……。私も先だつて、この月の十九日に、上山支部に集会がございまして参りました。ほんとうに女中さん方の待遇というものは原始的といふのでしようか、まだ完全なる雇用契約すら成立してありません。それで勤続年数を聞いてみましても十二年、長いのは二十年いでもまだ完全なる雇用契約がないのですから、健康保険法の適用も受けておりませんし、勝手に首にされる。非常に不安な状態なのです。それで私驚きまして、一体基準監督署がここにおいでになったのかと聞いたのですけれども、ある番頭さんは、私は二十年こ

でございす。

ここに働いておられますが、基準監督官のお顔を一度も拝見したことがございません。まあこれはその方のことを私聞いて全部信するわけではございませんけれども、ほとんど、有名な山形県でも一流と言われている上山温泉にも監督官の手が伸びていないという、そういう実情なのでございまして、ほんとうに驚くべき待遇でございまして、まあそれゆえにこそ従業員の団結がだんだんできてきて、組合ができて、そして固定給の獲得、週休制の獲得、完全雇用の契約の制定というような方面に自分たちで立ち上る以外にないというので、そういう動きがあるわけではございますが、もう少しここで問題にしたいのは、ほんとうにそういうところの監督官の手がほとんど伸びておられない。これは私、白浜温泉、有馬温泉などにもそういう例をたくさん、私の行ったところでは指摘したいことなのでございます。一体こういう方面に対して、今指令を出しているとおっしゃいますけれども、従来ほとんど手ぬかりであつた、こういうことは私は非常に遺憾に思う次第でございまして、まだこの問題につきましても、私も相当調べておりますこともありますが、それから、次の委員会では、これはやはり廃春防止法の施行に関連している旅館のことでございまして、廃春防止法に関連したその条項で質問申し上げたいと思うわけではございますが、今たまたま御発言がございましたから、私、この点についてももう少し目の届くように申し上げて、私のあなたに対する質問はこれにとどめておきます。

業とか商店とかいうものの監督を、どういうふうな方法でやるのが一番実効が上がるかという点にしましては、かねがね苦慮しているわけではございませう。現在の監督官で、旅館あたりに年に一回たどえ行つたといつたしまして、それがどれだけ実効を確保するかという問題になりますと、いろいろ問題がありますので、もう少しほかの実効の上、また、一たん監督をしたらあと戻りしない方法はないだろうかというふうなことをいろいろ考えてみた結果、まずこういう行政につきましては、たとえばまず第一に必要なことは、従業員そのものが自分の労働条件というものはどういふものであるかというところがはっきりわかるような状態に置くことが先決問題として必要じゃないか。たとえば、自分の週休といふものは上から恩恵を与えられるのではなくて、一応就業規則として何日与えられ、一応就業規則として、賃金はどれだけの与えられるようになっていて、夜おそくまでやればどれだけ増し賃金がつくことになっているのか、こういう労働条件そのものがはっきり従業員にわかるような状態に置くということ、これが先決問題であると考えますので、主として、先ほども申しましたような、業者を指導いたしましてそういう労働条件を明示する。また、その労働条件の基礎になります賃金台帳を整備すると、そういうようなことからまず指導をして参りたい。こういうふうな考えでおるわけではございまして、従来監督官が旅館に参つたのが非常に少かつたのは事実でございまして、この点につきましては、従来のようなやり方ではございまして、年に一回行きま

してもしばらく行かない間にもとへま帰つていふというふうな状況では何なりませんので、こういうふうな特殊の状態を監督する場合の最も実効ある監督方法という問題につきまして自信が十分なかつたものでございまして、その結果になっておるわけではございませうが、今後は、今言つたように業界指導を中心とする監督を十分やって参りたい。こういうふうな考えでおるわけではございまして。

○藤原道子君 法案に直接に關係でないという御注意もございましたけれども、法案を施行する上において非常に大切なことだと思つて時間をお借りして済みません。ただ一点伺ひしておきます。

労働基準監督局が、ほかの方には違反行為で摘発した事件はたくさんあるが、旅館業で明らかに違反していてもまだそういうことは私耳にしないのです。もしそういう点で違反行為として摘発され、あるいは処分された例があるかどうかということを今後お調べおきを願ひしたいと思います。

それから、これは警察庁が来てないでございまして、委員長においでしてお調べを願ひたい。これは同じく上山温泉の問題でございまして、廃春防止法ができれば、結果的には女中にそうした役目が転嫁されようという危険を感じて、女中さんたちの従業員組合が講習を受けた、警察を呼んで講習を受けた、こういうことで、今月の十九日の大会数日前から警察へ講師——講師というのですか、つまり教育を受けたためにだれか来てほしいというのを申し入れたけれども、忙しいということでは来てくれなかつた。

こういうことです。これで一体政府がほんとうにこの法案を通そうとする意思があるかないかという点が私は疑わしい。幾らここで慎重審議しても、扱うその御に當る人がこういう熱意ではだめだ。監督局がしかり、あるいは厚生省しかり。さらにましてや一番たよりにしております警察が、そういう危険にさらされない前に、女中さんたちみずから講習を受けた、こういうことを申し入れても来てくれない。こういうことではだめだ。こう思いますので、そういう点があつたかどうかという点を、この次には警察庁に来てもらひたい。

私はきょうの質問はこの程度にいたしておきます。

○委員長(青山正一君) 承知いたしました。

○赤松常子君 私もちょうど十九日に行つたわけなんです。二、三日前から従業員が集まっています。業者も集まっていますから、廃春防止法のその施行に対する警察の態度及び防止法の内容をどうぶさに研究したい。ですから適當な方に来てもらひたいということを二、三日前から言つてある。ところが、私もちやうどその日行つておりますから、いい機会だからというので、また、責任者が当日朝早く行つたのです。ところが、署長さんは先約があるから……じゃあその次の方と言つても、いや忙しいから、どうもというので、せっかくいい機会でございましたにもかかわらず、ついに見えなかつたという事実が——私はそのとき行つておりますから、確かにあるのです。

○委員長(青山正一君) それはどこの警察ですか。

○藤原道子君 上山です。

○赤松常子君 これはちよつと余談でございませうけれども、確かにあつたことは事実でございませうから、この次に警察庁をお呼び下さるようお願いしたいと思います。

○委員長(青山正一君) 承知いたしました。

○赤松常子君 それから、私きょうのこの議題に対して、一、二ちよつと總括的に御質問したいと思ひますが、急行で参りますから……この婦人補導院というその法律の名前、これはまあこういう内容を持つております法案でございまして、こういう名前になつたものと思ひますけれども、先ほどから聞いておりますと、非常に教育目的を重要に考へていらつしやる。法律のタイトルはこれにいたしまして、たとえば東京にできる、大阪にできる、福岡にできるというその補導院の名称ですね。これはやはり青葉学園であるとか、あるいは白百合学院であるとか、そういう名前に實際は変えることができるように私どもは望みたくてございまして、御当局はどうでいらつしやいますか、補導院というのと、何か今問題になつております、刑を受けておると、そういう考へにとらわれたいと思ひますが、教育を目的とすることを強ううたうならば、今言つたようなやさしい名前に實際はしていきたくて思ひますが、その辺の融通性はいかがでございませうか。

○政府委員(渡部眞信君) 仰せのごとく、婦人補導院という名前はいかにも法律らしいごつごつしました名前でございます。何とかいい名前はなからう

かといろる考えておるのでござい
ますが、今仰せのような学園という
は、ちよつと年令の点からいまして
ふさわしくないように思ひまして、何
か寮というふうなことではどうだろ
うかという事で、そうしますと、婦人
寮というような名称はどうだろうか
と思つてみたのですが、それがこの婦人
寮という名前が相当たくさんあるの
でございす。厚生省関係の方で婦人寮
というものが非常に多いのでござい
す。で、最初は東京婦人寮、大阪婦人
寮、福岡婦人寮というふうなことで
はどうだろうかと思つてみたのでござ
いす。で、調べてみますと、厚生省関
係で福岡婦人寮というのがあるの
でございす。で、どうもそういう名前
はちよつと困るということが出て参り
ました。で、これじゃちよつと工合が悪
いから、もう少しほかの名前を考えよ
うじゃないか。しかし、なかなかいい
名前が出ませんで、実は法律の上から
は婦人補導寮ということにいたしました
で、呼称はもう少しいい名前を考えて
それを使いたいと思つております。
○赤松常子君 もう一、二点でござ
いす。

○政府委員(渡部善信君) 婦人補導院
の職員構成でございますが、赤松委
員御心配のことく、われわれもこの人
的な構成がうまくいかないと、ほん
とにこの院の運営がうまくいかないと
思つておりますので、実はこの二十五
名の職員と申します数は、実は少ない
でございす。決して十分じゃないの
でございまして、これはいろいろ予算
の関係からこういうことになったので
ございす。従ひまして、この二十五
名の職員は、ほんとうに優秀者を実
は集めたいということをお願いいたし
ております。そこで、このわれわれ矯正
中央の研修所と地方の研修所がある
わけでございますが、この中央の研修
所の方は大体中堅幹部になる者の養成
を企図いたしておるところでございま
す。初級の職員を研修いたしますの
は、各管区にございす。八つ管区が
ございす。その各管区に付設いたし
ております地方研修所では、今度
の婦人補導院の場合は、中央研修所に
まとめまして研修をやりたいと思つて
おります。でき得べくんば私は、今ま
で矯正関係に縁故のないほんとうに真
新しい感覚の人をもちたいと思つた
でございす。しかし、一方考えます
と、女子少年院におきまして、ま
た、女子の刑務所におきまして、こ
の種の対象者、売春の経験をもちま
した者が相当数入つております。従ひ
まして、こういうふうな施設でも売春の
経験をもつた婦人たちの取扱ひに相当
の経験をもちつておる者がいるのでござ
いす。この経験を私はなるべく活用
するといふことも一つの方法ではなか

らうかと考えておるのでございま
す。さような観点から、この少年院あ
るいは女子の刑務所におきましても、
ほんとうに婦人補導院にふさわしいよ
うな人も皆無じやないでございま
す。おるのでございす。さような人
たちを私は厳選した上で、かような人
たちのこういう尊い経験というものを、
今後のこの婦人補導院の運営に生
かしていきたいという考えをもつてお
ります。現在各管区に命じまして、か
ような婦人職員のなかから適格者がい
るならば、今月中に申し出るように今
言つております。来月早々かような人
たちを集めまして中央研修所で私は
みっちり研修をやりたいと思つてお
ります。

なお、この職員は婦人で全部を占め
たいという御要望、これは宮城委員か
ら強い御要望があるのでございま
す。なるべくさようなことになりま
す。一番けつこうだと思つたのでござ
いす。が、もしも、御婦人の方で十分得
られない場合には、やむを得ず男子の
方もやはり必要じやなからうかと考
えております。この辺はもう少し十分検
討さしていただきまして、われわれの
方で一番いい人を迎えたいということ
を考へておりますので、十分われわれ
に検討の日時を与えさしていただき
たいと思ひます。

○赤松常子君 最後に。どうぞその点
は、ほんとうに真剣にお考え願ひたい
し、また、私も御協力を申し上げ
たいと思ひます。
それからもう一点は、これは竹内局
長へのお尋ねでしようか、予算が成立
いたしますのは三月一ぱいでございま
すけれども、もう発足は既定の事実だ
と思つたのですが、いつごろになるで
しょうか。また、その場所、地所、そ
ういふことが計画的に進められてお
るでございまして、予算は通つた
けれども、地所もなければ建物もど
ういふことのないように、御準備は
どういふふうに進んでおりますか。
○政府委員(渡部善信君) 婦人補導院
の設置場所でございますが、東京、大
阪、福岡の三カ所を予定しております。
大体もう場所を考へております。
一体どういふものを作るかといふこと
でこれも非常に問題がございす。
もつともせいたく作れば、小さいも
のをたくさん作るのがいいのでござ
いす。が、これもなかなか人員の配置か
らいたしまして、それも参りません。従
ひまして、これは、管理の面からの必
要性、それから補導の目的を達するに
一番いい方法はどうかであらうかとい
ふことを中心といたしまして、今第三
案、第四案を練りまして、目下設計を
いろいろ衆知を集めて検討いたしてお
ります。なるべく、よいものができ
たとおほめにあずかるようなものを
一つ作りたいと念願いたしております。
○赤松常子君 もしおできになりました
たらそのプラン、計画をまた早く御報
告願ひたいと思ひます。これを強くお
願ひいたしておきます。

○大川光三君 ちよつと関連して伺
います。東京、大阪、福岡にござい
す補導院の収容人員は何人でありま
すか。
○政府委員(渡部善信君) 収容人員
は、予算上の収容人員は、東京百名、
大阪九十名、福岡九十名といふこと
になっております。しかしながら、現実
にどれだけ入つてくるかといふこと
は、今後の裁判の結果によると思ひま
す。百名と申しましたが、百名以上収
容しなければならぬような事態が起
るかも知れません。あるいは百名と申
しまして五十名、六十名しか来ない
といふような事態が起るかも知れませ
んが、予算上の収容定員は百名と九十
名、九十名でございす。

裁判があるはずでございますから、これらは問題外になりますし、そうして参りますと、ほんとうに刑罰を受けなければならぬ人たちで、かような補導院に入れることによりまして将来更生をはかり得る人たちということになつて参りますので、さような面からいたしますと、多少その辺が制約されてくるきらいがあるのじやなからうかと考えております。われわれといたしましては、この補導処分によつて、刑罰を全然なしに、これで全部まかなつていきたいという氣持でございます。これがさらに不足するというようなことが起りました場合には、これは予備費によつてあんばいしていこうということをお大蔵当局の方でもこの点は了承しておりますので、さような事態がもしも起りましたならば、さつそくその手当はやつていきたいというふうに考えております。

○委員長(青山正一君) 本日はこの程度に終了したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君) 次回は、明二十八日金曜日午後一時から、企業担保法案について審議を行いたいと思ひます。なお、ただいま審議の阿法案につきましては、来月七日午後一時から行いたいと存じます。本日はこの程度にて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和三十三年三月四日印刷

昭和三十三年三月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局